

(旧) 公立大学法人大阪市立大学の育児短時間勤務をしている教職員の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程(以下「旧給与規程」という。)第41条の2の規程に基づき、育児短時間勤務をしている教職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「旧育児・介護休業規程」という。)に規定する育児短時間勤務をいう。
- (2) 通常の1日の所定勤務時間 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「旧勤務時間等規程」という。)第2章又は第3章に規定する1日の勤務時間をいう。
- (3) 通常の週の所定勤務時間 旧勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間における週あたり勤務時間をいう。
- (4) 育児短時間勤務の間の所定勤務時間 旧育児・介護休業規程第9条の3第3項により承認を受けた育児短時間勤務における勤務時間をいう。
- (5) 育児短時間勤務の間の1日の所定勤務時間 育児短時間勤務における1日の勤務時間をいう。
- (6) 育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間 育児短時間勤務の間の勤務時間における週あたり勤務時間をいう。
- (7) 育児短時間勤務の間の休日 育児・介護休業規程第9条の3第3項により承認を受けた育児短時間勤務における休日をいう。
- (8) 育児短時間換算率 次の式により得られる数をいう。

「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」

「通常の週の所定勤務時間」

(給料)

第3条 育児短時間勤務をしている教職員の給料の額は、給料表に定める給料の月額に育児短時間換算率を乗じて得た額(50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げる。)とする。

2 育児短時間勤務をしている教職員のうち、旧給与規程第10条に規定する給料の調整額を受けることとなる者については、前項のほか、別表第6に定める給料の調整額の月額に育児短時間換算率を乗じて得た額(50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げる。)を支給する。

(管理職手当)

第4条 育児短時間勤務をしている教職員の管理職手当の額は、旧給与規程第13条第2項に定める手当の月額に育児短時間換算率を乗じて得た額(50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げる。)

とする。

(初任給調整手当)

第5条 育児短時間勤務をしている教職員の初任給調整手当の額は、旧給与規程第13条第3項に定める手当の月額に育児短時間換算率を乗じて得た額（50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げる。）とする。

(産業医手当)

第5条の2 育児短時間勤務をしている教職員の産業医手当の額は、旧給与規程第15条の2第1項に定める手当の月額に育児短時間換算率を乗じて得た額（50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げる。）とする。

(扶養手当)

第6条 育児短時間勤務をしている教職員の扶養手当の月額は、旧給与規程第16条第3項に定めるところによる。

(地域手当)

第7条 育児短時間勤務をしている教職員の地域手当の額は、第3条に定める給料の月額（給料の調整額を除く。）、第4条に定める管理職手当の月額及び第6条に定める扶養手当の月額の合計額に100分の16（東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあっては、100分の20）を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第8条 育児短時間勤務をしている教職員の住居手当の額は、旧給与規程第21条第2項に定めるところによる。

(単身赴任手当)

第9条 育児短時間勤務をしている教職員の単身赴任手当の額は、旧給与規程第25条第2項に定めるところによる。

(特殊勤務手当)

第10条 育児短時間勤務をしている教職員の特殊勤務手当は、旧給与規程第28条に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第11条 育児短時間勤務の間の所定勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、育児短時間勤務の間の勤務1時間当たりの給与額に、育児短時間勤務の間の所定勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務（以下「超過勤務」という。）の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 育児短時間勤務の間の休日以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く。）

ア その日の超過勤務の時間と育児短時間勤務の間の1日の所定勤務時間との合計が、通常の1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務

100分の100

イ アに定める勤務以外の勤務

100分の125

(2) 育児短時間勤務休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間

であるもの

ア その日の超過勤務の時間と育児短時間勤務の間の1日の所定勤務時間との合計が、通常の1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務

100分の125

イ アに定める勤務以外の勤務

100分の150

(3) 育児短時間勤務の間の休日の勤務（第4号に掲げるものを除く）

100分の135

(4) 育児短時間勤務の間の休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの

100分の160

(夜間勤務手当)

第12条 育児短時間勤務の間の所定勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、当該勤務1時間につき育児短時間勤務の間の勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(超過勤務手当及び夜間勤務手当の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第13条 前2条に規定する育児短時間勤務の間の勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

「第3条に定める給料 + 「第7条に定める給料に + 「第5条に定める
(調整額含む。)の月額」 対する地域手当の月額」 初任給調整手当の月額」
+ 「第5条の2に定める産業医手当の月額」

「育児短時間勤務の間の週の勤務時間」 × 52 / 12

2 前項に規定する育児短時間勤務の間の週の勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」 - 「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」 × 「年間祝日等日数」
365

3 前項の年間祝日日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

2 第2項に規定する育児短時間勤務の間の週の勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(超過勤務手当及び夜間勤務手当の計算)

第14条 前3条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

2 超過勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分

以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

(宿日直手当)

第15条 育児短時間勤務をしている教職員の宿日直手当は、旧給与規程第33条に定めるところによる。

(給料等の減額)

第16条 育児短時間勤務の間の所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除く外、その勤務しない1日又は1時間につき育児短時間勤務の間の勤務1日又は1時間当りの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 旧勤務時間等規程第21条に規定する年次有給休暇
- (2) 旧勤務時間等規程第26条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第7号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日（理事長が別に定める業務に従事している教職員にあっては3日）以内に限るものとする。
- (3) （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第58条第2項及び公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第63条第2項並びに旧勤務時間等規程第28条に規定する病気休暇
- (4) 旧勤務時間等規程第19条第1項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 旧勤務時間等規程第28条に定める病気休暇の期間及び旧就業規則第58条第1項第2号（同号に準ずる者として第3号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、又は就業規則第44条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の遅刻、早退及び外出は1日とみなす。以下「欠勤等」という。）の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 就業規則第63条第2項による病気休暇の期間が引き続き1年を超える場合

4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第1号にあってはその後に引き続く欠勤等の期間を含む。以下同じ。）により引き続き勤務しない期間（以下「病気休暇等の期間」という。）の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間（以下「休暇間の期間」という。）がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。

- (1) 休暇間の期間に勤務した日（遅刻、早退又は外出の日及び宿日直勤務を除く。以下同じ。）がない場合

当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。

- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合

当該休暇間の期間が90日未満（休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾

患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は180日未満)である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。

(給料等の減額にあたっての勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第17条 前条第1項に規定する育児短時間勤務の間の勤務1日当たりの給料額は、第3条の給料の月額をその月の現日数から育児短時間勤務の間の勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する育児短時間勤務の間の勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「第3条に定める給料(調整額を含む。)の月額」

「育児短時間勤務の間の週の勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」 - 「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」 × 「年間祝日等日数」
365

4 前項の年間祝日日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する育児短時間勤務の間の週の勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(管理職手当、初任給調整手当及び産業医手当の減額)

第18条 育児短時間勤務の間の所定勤務時間を勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日あたりの管理職手当、初任給調整手当及び産業医手当を、その者に支給すべき管理職手当、初任給調整手当及び産業医手当から減額する。

(1) 旧勤務時間等規程第21条に規定する年次有給休暇

(2) 旧勤務時間等規程第26条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第7号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日(理事長が別に定める業務に従事している教職員にあっては3日)以内に限るものとする。

(3) 旧勤務時間等規程第19条第1項の規定により勤務を要しないことの承認を受けた日又は時間

2 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

3 第1項の勤務1日あたりの手当額の計算にあたっては、第17条第1項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第19条 育児短時間勤務の間の所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料月額に係る部分については、第16条及び第17条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当に係る部分については、第18条の規定を準用し、減額するものとする。

(扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第20条 第16条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単

身赴任手当は減額しない。

(この規程に定めのないものの取扱い)

第 21 条 育児短時間勤務をしている教職員の給与に関する事で、この規程に定めのない事項については、給与規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(病気休暇等の期間に関する経過措置)

2 第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に開始する病気休暇等の期間から適用する。

3 合併前の公立大学法人大阪市立大学の育児短時間勤務をしている教職員の給与に関する規程（以下「合併前の規程」という。）第 16 条第 3 項に定める病気休暇の期間（以下「合併前規程病気休暇期間」という。）がある教職員の合併前規程病気休暇期間と前項の規定による最初の病気休暇等の期間（以下「最初の病気休暇等の期間」という。）の通算については、合併前の規程第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。この場合、最初の病気休暇等の期間に通算されることとなる合併前規程病気休暇期間の日数は病気休暇等の期間とみなして、第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する。